

平成29年度予算（案）（私立大学等経常費補助）の概要

平成28年度

【一般会計】 3,153億円

（一般補助） 2,701億円 (85.7%) （特別補助） 451億円 (14.3%)

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免（被災者分） 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

平成29年度

【一般会計】 3,153億円（前年同額）

（一般補助） 2,689億円 (85.3%) （特別補助） 464億円 (14.7%)

2,689億円	成長力強化への貢献 67億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 57億円	大学院等基盤整備 152億円	経営強化等 41億円	授業料減免等 102億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	-----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免（被災者分） 6億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------



※概要は別紙のとおり。

各年度の交付要綱等は当該年度の3月に改正をしており、平成29年度の交付要綱等は平成30年3月に改正予定。

私立大学等経常費補助金配分基準（平成 27 年度）（抄）

平成 10 年 2 月 27 日理事長裁定

平成 28 年 3 月 1 日最終改正

II 社会人の組織的な受入れ

〔共通要件〕

社会人の受入れを推進するため、社会人の就学を促進する取組みを実施し、次の①及び②に該当する大学等。

- ① 当該大学等に正規課程の学生、科目等履修生、専攻科生又は別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生（当該年度 4 月 1 日現在で 25 歳以上の者（平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生等は除く。）、及び当該大学等が開講する履修証明プログラムを受講し、当該年度に履修証明書が交付される社会人受講者（当該年度 4 月 1 日現在で 25 歳以上の者（平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生等は除く。）の合計人数が、大学は 10 人以上、短期大学及び高等専門学校は 5 人以上であること。
- ② 表 5 に掲げるいずれかの取組みを実施していること。

表 5

区 分		取 組 み
1	社会人向け履修コース等の設定	社会人が就労しながら学修できるよう、夜間部（昼夜開講制を含む。）・第三部・通信教育課程の設置や長期履修制度等の多様な履修形態を整備している。
2	教育訓練講座の開講	雇用保険法第 60 条の 2（教育訓練給付金）の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を開講し、教育訓練給付金を受けることのできる社会人を受け入れている。
3	学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映	自治体・地元産業界等やOB・OG等の学外者に対し、現代における社会人の学び直しのための学修ニーズに関する調査の実施や調査結果の教育課程への反映のための委員会等の開催、又は教育課程への反映を行っている。
4	大学等で学んだ社会人の再雇用支援	離職者を対象とした就職、起業等を目指す講座（教育訓練講座を除く。）等を開講している。又は、履修証明プログラムや公開講座等の受講者に対して、継続的に受講生の就職・起業を支援する体制を整備している。
5	地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施	地方公共団体と協定や覚書等を締結し、社会貢献に向けた教育プログラムの策定や講師の派遣、受講者推薦等を通じ、生涯学習や社会人教育を実施している。
6	社会人学生向け経済的支援制度の整備	社会人学生を対象として、大学等が組織的に経済的支援制度を整備している。
7	社会人学生に対する育児支援の実施	託児室の設置や保育サービス業者との提携等により、社会人学生が育児をしながら学修できるための支援体制を整備している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

1 正規学生としての受入れ

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で社会人学生を正規課程（大学は学部及び研究科、短期大学及び高等専門学校は学科）に受け入れている大学等。

[算定方法]

- ① 当該学部等の社会人学生数に学生1人当たり100千円を乗じた額（A）を算出する。
ただし、短期大学の学科のうち、一般財団法人短期大学基準協会より地域総合科学科として適格認定されている学科については、学生1人当たり150千円とする。
- ② 当該通信教育学部等の社会人学生数に学生1人当たり10千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。ただし、20,000千円を限度とする。

2 多様な形態による受入れ

(1) 科目等履修生

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に科目等履修生制度（大学設置基準第31条、大学院設置基準第15条及び短期大学設置基準第17条）に基づき、社会人学生を受け入れている大学等。

(2) 専攻科、別科

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で専攻科（独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けていない専攻科を含む。）又は別科（留学生別科は除く。）において、社会人学生を受け入れている大学等。

(3) 履修証明プログラム

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムを開講し、社会人受講者に対して修了時に履修証明書を交付している大学等。

《（1）から（3）に係る算定方法》

- ① 科目等履修生については、当該大学等の学部等、研究科及び専攻科の社会人学生数に学生1人当たり50千円（通信教育課程の場合は、学生1人当たり10千円）を乗じた額（A）を算出する。
ただし、10,000千円を上限とする。
- ② 専攻科、別科については、当該大学等の専攻科、別科の社会人学生数に学生1人当たり50千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ 履修証明プログラムについては、当該大学等が履修証明書を交付した社会人受講者数に交付人数1人当たり200千円を乗じた額（C）を算出する。
- ④ （A）、（B）及び（C）の合計額を増額する。

3 社会人の受入れ環境整備

[対 象]

共通要件に該当する取組みを実施している大学等。

[算定方法]

- ① 表5に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額（A）を算出する。
- ② （A）の額に、社会人学生等の増加率（過去3年社会人受入れ平均人数に対する当該年度の社会人受入れ人数の割合）について、表6により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表6

社会人学生等の増加率		調整率
以上	未満	%
～	110%	100
110%	～ 120%	150
120%	～	200